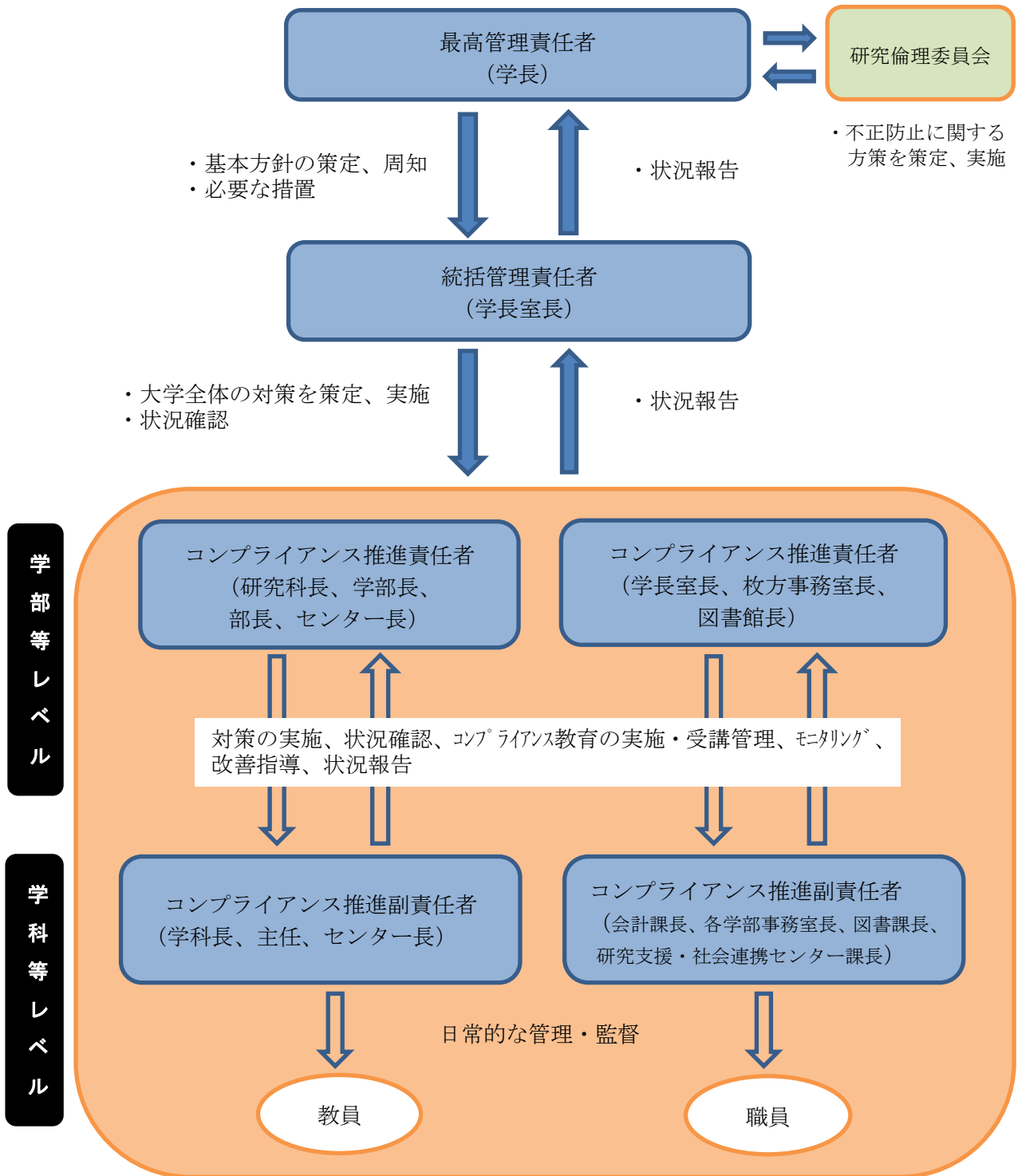


## 摂南大学における研究費の不正使用防止に関する責任体系



※各責任者の職名と役割は次葉のとおり

| 責任者 / 職名  | 役割   |
|---|--|
| ○最高管理責任者<br>学長  | 1 大学全体を統括し、研究費の運営・管理について最終責任を負う。<br>2 不正防止対策の基本方針（以下「基本方針」という）を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者が責任をもって研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。  |
| ○統括管理責任者<br>学長室長  | 1 最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。<br>2 不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、大学全体の対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。   |
| ○コンプライアンス推進責任者<br>理工学研究科長、<br>国際言語文化研究科長、<br>薬学研究科長、<br>法学研究科長、<br>経済経営学研究科長、<br>看護学研究科長<br>理工学部長、<br>外国語学部長、<br>経営学部長、<br>薬学部長、<br>法学部長、<br>経済学部長、<br>看護学部長、<br>農学部長、<br>教務部長、<br>学生部長、<br>図書館長、<br>国際交流センター長、<br>学長室長<br>（※統括管理責任者と兼務）、<br>枚方事務室長 | 1 各研究科・各学部・部署等における研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。<br>2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、つぎの各号に定める業務を行う。<br>イ 自己の管理監督または指導する研究科・学部・部署等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。<br>ロ 不正防止を図るため、研究科・学部・部署等内の研究費の運営・管理に関わる全ての研究者等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。<br>ハ 自己の管理監督または指導する研究科・学部・部署等において、構成員が適切に研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。 |

| 責任者 / 職名  | 役割   |
|---|--|
| <p>○コンプライアンス推進副責任者</p> <p>生命科学科長、住環境デザイン学科長、<br/> 建築学科長、機械工学科長、<br/> 電気電子工学科長、都市環境工学科長、<br/> 基礎理工学機構主任、<br/> テクノセンター長、<br/> 外国語学科長、<br/> 経営学科長、経営情報学科長、<br/> 薬学科長、<br/> 法律学科長、<br/> 経済学科長、<br/> 看護学科長、<br/> 農業生産学科長、<br/> 応用生物科学科長、<br/> 食品栄養学科長、<br/> 食農ビジネス学科長、<br/> 教職支援センター主任、<br/> 学習支援センター長、<br/> スポーツ振興センター長、<br/> 理工学部事務室長、<br/> 外国語学部事務室長、<br/> 経営学部事務室長、<br/> 薬学部事務室長、<br/> 法学部事務室長、<br/> 経済学部事務室長、<br/> 看護学部事務室長、<br/> 農学部事務室長、<br/> 会計課長、<br/> 図書課長、<br/> 研究支援・社会連携センター課長</p> | <p>1 必要に応じてコンプライアンス推進責任者を補佐し、日常的な管理・監督を行う。</p> <p>2 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行う。</p> <p>イ 自己の管理監督または指導する学科・部署等における対策に関し、実効的な実施を行い、実施状況をコンプライアンス推進責任者に報告する。</p> <p>ロ 不正防止を図るため、コンプライアンス教育の受講を率先して促し、受講状況の補助的な管理監督を行う。</p> <p>ハ 自己の管理監督または指導する学科・部署等において、構成員が、適切に研究費の管理・執行を行っているか等を日常的にモニタリングし、必要に応じて最前線で改善を指導する。</p> |